

松下国際財団 研究助成 研究報告

【氏名】 竹田 香織

【所属】(助成決定時) 東北大学大学院法学研究科博士後期課程

【研究題目】

セクシュアル・マイノリティの権利実現をめぐる政策過程の分析

【研究の目的】

本研究の目的は、セクシュアル・マイノリティの法的権利が実現される過程において、さまざまなアクターがどのように行動するのか、その結果、いかなる帰結が導かれるのかを、政治学的視点から明らかにし、併せてその特徴が日本政治一般に対していかなる示唆を与えているかを検討することにある。

従来、フェミニズム的視点による政策過程分析は、主に女性の福祉や地位向上を目指すような「女性政策」を対象としてきた。他方で、ジェンダー／セクシュアリティに関わる事柄には、近年になってようやく注目を集めるようになってきたGID(gender identity disorder, 性同一性障害)等、セクシュアル・マイノリティに関する事案も潜在的に含まれるはずである。こうしたセクシュアル・マイノリティの「権利」に注目した研究としては、法学あるいは社会学的な視点からのものが主であった。しかしながら、政治学の立場から研究を行ってきたものは、管見するところ、国内ではほとんど見当たらないのが現状である。本研究は、この間隙を埋め、セクシュアル・マイノリティをめぐる日本政治の状況を客観的に描出することを目指すものである。

【研究の内容・方法】

本研究は、特例法の立法過程において、マイノリティへの法的権利の付与がなされる過程を明らかにするものである。具体的には、GIDに着目し、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(以下、特例法)の立法過程に焦点を当てる。

GIDに関する政策は、一見、性の多様性を認め、性別二元論により与えられる規範を問い直すという点において、「男女共同参画社会」あるいは「ジェンダー主流化」と呼ばれる社会的傾向と親和性が高いと考えられる。しかしながら、現実には特例法という形をとることで、GIDに関する事柄は、性別二元論の枠組みの中に取り込まれてしまっている。そこで、本研究では、性別二元論への再吸収がなぜ、どのようにして起こったのか、その過程に着目する。特に、特例法が議員立法として成立した点を重視し、議員立法がマイノリティの権利実現に資する可能性を描く一方で、審議過程の中、立法の実現に向けてアクターがどのように行動したか、さらに、アクター間でどのような妥協をはかったことで、マイノリティ内における差異化・差別化を生みうる結果につながったのかを明らかにする。

そのために、本研究ではまず、議員立法の政治過程として特例法制定を位置付けるため、従来の議員立法研究や国会研究の動向をレビューすべく、文献調査を行った。また、同じくマイノリティに関する政策として、アイヌ文化振興法の成立過程との比較を行うべく、文献調査を行った。

次に、議員、とりわけ与党性同一性障害に関するプロジェクトチームのメンバーであった議員から、プロジェクトチームの結成、参加に関する状況について、聞き取り調査を行った。

最後に、以上の調査で明らかとなった政治過程を整理し、そこで得られた知見が従来の議員立法研究において、どのような位置づけがなされるのかを検討した。

【結論・考察】

上記の分析により、特例法が、①マイノリティに関する事案であること、②法制化を推進した議員が「当事者」ではないことなど、事例研究として取り上げられてきた数々の議員立法の中でも特異なケースに該当するため、特例法を扱うことは、民主主義におけるマイノリティの利益表出を考えるにあたり、大きな意義を有することを確認した。また、アイヌ文化振興法との比較においては、いずれもマイノリティの権利実現に寄与しうる事案でありながら、実は核心的なアイデンティティに関わる部分が争点として取り上げられていないという共通点が見られた。どのような争点が設定されるかということは、成立の可能性に影響を与えるため、結果として、対象となるマイノリティ集団が「マイノリティ」からの脱却を図れない可能性が、上記比較から示唆される。

今後は、さらに多面的に立法過程を明らかにするため、引き続き法制局等の他のアクターに関する情報収集を進めると同時に、他のマイノリティに関する政策過程の分析にも着手し、民主主義におけるマイノリティについて、より広い視野を持った研究へと発展させていきたいと考える。